

現場代理人の工事現場への常駐義務緩和の取扱い

平成28年4月1日制定

(目的)

第1条 知立市工事請負契約約款第10条第2項に規定する現場代理人の工事現場への常駐義務の緩和の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の常駐義務緩和の要件)

第2条 現場代理人を兼務できる工事は次の条件を満たすものとする。

- ア 兼務する工事がすべて知立市の発注であること
- イ 契約金額の総額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満であること
- ウ 専任が必要な工事の主任技術者等を兼ねていないこと

なお、密接な関連のある二以上の工事（同一の場所又は工区が隣接、重なる場所において施工する場合を原則とする）の現場代理人は、上記イ、ウに係わらず兼務することができる。

(現場代理人を兼務させる場合の事務)

第3条 現場代理人を兼務させる場合は、当該工事契約締結後5日以内に発注担当課に、「現場代理人兼務届」の届出を行うものとする。

(連絡体制)

第4条 現場代理人は、現場作業が行われているときは、携帯電話等により常時連絡が取れる状態を確保し、本市との連絡に支障をきたさないこと。

(現場代理人の責務)

第5条 現場代理人は、常駐を要しないときであっても、契約上の職務を免じるものではない。

(契約の解除)

第6条 兼任配置とした工事において、次に掲げる場合、市は兼任配置の解除を命じることができる。この場合、請負者は別の現場代理人を速やかに設置することとし、設置できない場合は契約を解除するものとする。

- ア 作業事故、苦情等が発生し、原因が施工管理体制の不備と市が判断したとき

イ やむを得ない場合を除き、作業が行われている現場のいずれにも常駐
していなかったとき

附 則

この取扱いは、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和2年4月1日から施行する。